

天童市内の経営者の皆様へ

天童市経営持続サポート給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が減少した事業所を対象に、事業の持続をサポートする給付金を創設しました。

◆要件（全ての要件を満たす場合、給付の対象となります）

- 本市内に本社又は本店を有する法人又は個人であること
- 主たる業種が、日本標準産業分類（大分類）「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」のいずれかに該当すること
- 令和2年中に、前年同月比で売上が15%以上減少した月があり、50%以上減少した月が無いこと
- 国の「持続化給付金」の受給しておらず、今後も受給の予定が無いこと
- 本給付金受給以降も事業継続の意思があること
- 市税の滞納がないこと、又は、納税相談をしていること
- 政治団体、宗教上の組織又は団体ではないこと
- 暴力団ではない方及び暴力団との利害関係がないこと

※市税の納付状況については、市で確認の上、審査させていただきます。

◆給付額

下記の基本額から、「令和2年度天童温泉等緊急経営支援給付金」及び「令和2年度天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金」の受給額を引いた金額。

区分	基本額	給付額
①個人	10万円	「令和2年度天童温泉等緊急経営支援給付金」及び「令和2年度天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金」の受給された方は、左記の基本額から受給額を引いた額
②法人（従業員29人以下）	10万円	
③法人（従業員30人～49人）	30万円	
④法人（従業員50人～99人）	50万円	
⑤法人（従業員100人以上）	100万円	

◆申請方法 郵送又は下記提出先へ持参

◆提出期限 令和3年1月15日

※ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、出来るだけ郵送での提出に御協力をお願いします。

◆必要書類

法人の方	個人の方
① 「天童市経営持続サポート給付金交付申請書（兼）請求書」及び「宣誓書（兼）同意書」	① 「天童市経営持続サポート給付金交付申請書（兼）請求書」及び「宣誓書（兼）同意書」
② 前年の「確定申告書別表一の控え」の写し及び「法人事業概況説明書の控え」の写し	② 「令和元年分申告書の控え」又は「住民税申告書の控え」と、「所得税青色申告決算書の控え」又は「収支内訳」
③ 令和2年中の月ごとの売上が分かる資料	③ 令和2年中の月ごとの売上が分かる資料
④ 申請者と同一名義の通帳の写し	④ 申請者と同一名義の通帳の写し
⑤ 従業員名簿（従業員30名以上の法人のみ）	⑤ 納税証明書（市外在住の方のみ）
	⑥ 本人確認書類の写し（運転免許証等）

【問合せ・提出先】

〒994-8510 天童市老野森1-1-1 天童市経済部産業立地室

TEL：023-654-1111（内線252・254） FAX：023-653-0744